

「全科目免除申請」とは？

「資格」、「科目合格」、「実務経歴」又は「認定学校修了」による

科目免除を利用して、3科目(基礎、技術、法規)の試験免除を申請できる方法です。

問い合わせ先: 普及推進課 03(5907)-5134

★3科目には、それぞれ次の免除制度があり、該当の免除を組み合わせ利用(申請)できます★

基礎科目	技術科目	法規科目
------	------	------

<免除の種類>

- ①資格
- ②科目合格
- ③実務経歴
- ④認定学校修了



- ①資格
- ②科目合格
- ③実務経歴



- ①資格
- ②科目合格

※注意1: 「資格」による免除には改正前の資格による免除もあります。

※注意2: 「科目合格」による免除は有効期間(2年間)内に限ります。

【例】DD第1種の場合の事例では!

[事例1: 科目合格と実務経歴の組合せ]

◆DD第1種3科目を受験。
↓
◆結果、基礎と法規が科目合格。

その後、DD第1種の技術科目の実務経歴による免除要件を満たした。

DD1種の全科目免除申請

◎「合格科目2科目」と「実務経歴」による免除により、全科目の免除申請。
↓
(実務経歴の審査で合否判定)

[事例2: 他の資格も受験した科目合格の組合せ]

◆AI第1種とDD第1種を受験。
↓
◆結果、①AI第1種で基礎合格
②DD第1種で技術と法規合格

この結果の組合せで申請。

◎「AI第1種の基礎合格によりDD第1種の基礎免除」と「DD第1種の合格科目2科目」で、全科目の免除申請
※有効期間に注意!

[事例3: 改正前の資格と実務経歴の組合せ]

◆デジタル第1種又は電気通信主任技術者の資格者証保有者
※DD第1種の基礎と法規が資格により免除されます。

更に、DD第1種の技術科目の実務経歴による免除要件を満たした。

◎「保有する資格による免除2科目」と「実務経歴」による免除により、全科目の免除申請。
↓
(実務経歴の審査で合否判定)

平成22年第1回試験の場合の申請の受付とご注意

- ◎ 申請は、9月、10月、11月、12月及び1月と申請書による受付期間最終日の3月 1日まで、いつでもできます。
(ご注意) ① 科目合格による免除を利用する場合は、平成20年度第1回試験以降に合格した科目に限ります。
② 実務経歴による免除を新たに申請する場合は、受付期間最終日は2月22日です。
③ 試験申請書による申請方法に限ります。インターネット申請の受付は、行っていません。
- ◎ 審査の結果、免除とならず受験が必要な科目は、22年5月23日の本試験を受けていただきます。
(ご注意) 審査の結果は、合格者には「試験免除通知」を送り、不合格者には「要試験通知」でご案内します。